

第53回 準指導員検定会

1. 期 日 平成21年2月28日(土)～3月1日(日)
2. 会 場 福島県だいくらスキ-場 5 0241-64-2121
3. 本 部 リゾートイン台鞍 5 0241-64-2011
4. 集 合 平成21年2月28日(土)午前8時30分受付(役員8時集合)
5. 受 検 資 格 受検者は、加盟団体に所属する受検年度のSAJ登録会員で、次の各項に該当しなければならない。(SAJ年度)
受検する年度の4月1日現在20歳以上の者
前年度までに級別テスト1級を取得した者
県連が主催する指・準指導員受検養成講習会(A・B・Cの内2回)を検定会までに修了し、修了証書によって証明されたもの。
昨年度に県連が主催する指・準指導員受検養成講習会(A・B)の講習を受講し、その課程を修了したもの。
県連所属団体長の推薦のある者
6. 受 検 申 込 平成21年2月10日までに県連所属団体を經由して県連事務局に必着のこと。
7. 受 検 料 16,000円(申込の際納入のこと)
8. 宿 舎 受検者の宿泊は、ホテルリゾートイン台鞍とする。(県連で一括申し込むため、宿泊費1泊で9,000円を申し込みの際納入のこと)
9. 県 連 役 員 綱川千夫、琴寄忠男、手塚義朗、後藤昌弘、高根沢春彦、高野孝夫、石塚光男、泉裕之
10. 責 任 者 阿久津順夫
11. 担 当 理 事 桜井 敦
12. 主任検定員 毛塚克己
13. 検 定 員 磯 正嗣、篠原 浩、芳野哲也、斎藤貴次、高野正基、荒川升吾、高根沢和彦
富山英幸、鎌田瑞祥、児山将之、分田久貴、増淵耕樹、川俣聖寿、神山健樹
岩淵一馬、加藤康雄、玉田政己
14. 現 地 総 務 高松守一、黒川 孝
15. そ の 他 受検申込みは所定の用紙により受検料を添えて所属団体へ申し込むこと。
所属団体長は、受検書類を審査のうえ適格者の受検書類を取りまとめ受検料と宿泊費共に、所定の期日までに県連事務局に提出する。
なお、必要書類のうちSAJ会員登録証、1級合格証、受検者養成講習会等の修了証を受検当日受付の際提出すること。
日程については、当日午前8時にスキ-場食堂内に掲示する。

栃木県準指導員検定基準

1 検定内容

(1) 実技種目及び単位は、次のとおりとする。

A単位(テール・コントロールの技術)

プルークボーゲン 中回り(整地/緩～緩中斜面)

シュテムターン 大回り(不整地/中急斜面)

パラレルターン 小回り(整地/急斜面)

(トップ&テール・コントロールの技術)

プルークターン 中回り(整地/緩中～中斜面)

B単位(トップ&テール・コントロールの技術)

パラレルターン 大回り(整地/急斜面)

パラレルターン 小回り(不整地/中～中急斜面)

(トップ・コントロールの技術)

パラレルターン 中回り(整地/中斜面)

パラレルターン 大回り(整地/中斜面)

制限滑降

(2) 理論(指導法理論を含む)テストは、C単位とし、指導員検定基準に準ずる。本連盟において、特に必要と認める事項があれば加えることとする。

2 採点基準及び単位の扱い

(1) 実技各種目とも、75ポイントを基準とし、別に定める評価基準によるものとする。

(2) 実技種目の判定は、9種目中、7種目以上をもって合格とする。または、A及びBの単位の取得をもって合格とする。なお、A及びBの単位内の種目の75%の合格をもって、単位の取得とする。

(3) C単位の理論(指導法を含む)は、200点満点とし、60%以上をもって合格とする。

(4) A及びBの単位は、すべての種目を受検するものとする。

(5) 取得単位の有効期間は、A・B・Cの単位中、いずれかの単位を最初に取得した年から起算して3年間とし、その後の2年間に残りの単位が取得できない場合は、既得単位は消滅し、4年目から新たにA・B・Cの単位を受検するものとする。

(6) 総合判定は、実技種目の判定及び理論の判定の合格をもって総合合格とする。

(7) 前年度以前の受検者は、未取得単位を受検するものとする。

3 基準の改廃

この基準の改廃は、理事会の議決による。

4 施行

この基準は、平成18年10月28日から施行する。